

議員提出議案第23号

秩父市議会傍聴規則の一部を改正する規則

地方自治法第112条及び秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和7年8月27日

提出者 秩父市議会議員 赤 岩 秀 文

賛成者 秩父市議会議員 宮 川 浩 司

同 金 崎 昌 之

同 小 松 穂 波

同 高 野 佳 男

同 宮 前 昌 美

同 本 橋 貢

秩父市議会議長 堀 口 義 正 様

秩父市議会傍聴規則の一部を改正する規則

秩父市議会傍聴規則（平成１７年秩父市議会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第６条及び第７条を次のように改める。

（傍聴席に入ることができない者）

第６条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
 - (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- ２ 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第１号及び第２号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- ３ 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

（傍聴人の守るべき事項）

第７条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食（体調管理のための水分補給を除く。）又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第９条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。